

【施設基準届出状況】 * 令和8年6月1日現在

当院では、以下の施設基準について届出を行っております。

情報通信機器を用いた診療
機能強化加算
外来感染対策向上加算
連携強化加算
電子的診療情報連携体制整備加算2
時間外対応体制加算3
地域包括診療加算2
在宅療養支援診療所3
こころの連携指導料Ⅰ
プログラム医療機器等指導管理料
在宅時医学総合管理料
在宅がん医療総合診療料
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ



明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。



一般名処方加算1・2

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。商品名や会社名を指定せず、薬剤の有効成分を処方箋に記載(=一般名処方)することで、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のものであれば、薬局で自由にお薬を選んでいただけます。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに同効薬を提供しやすくなります。



長期収載品の選定療養

令和8年6月より、医療上の必要性がなく、後発医薬品のある先発医薬品の処方を希望された場合、差額の2分の1相当の金額が、自己負担となります。また、選定療養は保険給付ではないため、窓口負担がない公費を使用している方も、別途料金が発生します。



時間外対応体制加算3

通院されている方が診療時間外に緊急の相談がある場合に対応できるよう体制を整えております。

対応可能時間

月・火・水・金 : 18~22時まで 土 : 14~22時

電話対応、もしくは留守番電話での対応となります。

やむを得ず対応できない場合、または深夜および休日の場合は、連携医療機関をご紹介します。いただく場合がございます。



外来感染対策向上加算、発熱患者対応加算、連携強化加算

当院は、感染症法第38条第2項の規定に基づき広島県より指定を受けた第二種協定指定医療機関です。受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受け入れを行います。院内感染防止対策として、次のような取り組みを行っております。

- ・院長が中心となり、「感染防止対策指針」及び「手順書」を定め、職員一同院内感染対策を推進してまいります。
- ・職員研修として、院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施します。
- ・感染対策に関して吉島病院と連携体制を構築し、抗菌薬の適正使用など定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策向上に努めます。
- ・発熱、呼吸器症状、発疹、消化器症状、その他感染症を疑わせる症状を呈する患者に対し適切な感染防止対策を講じた上で診療を行なった場合に、月1回20点を算定致します。感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、空間的分離により、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。



地域包括診療加算2、生活習慣病管理Ⅰ・Ⅱ、機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っております。

- ・生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- ・他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。
- ・予防接種や健康診断の結果等、健康管理に関するご相談に応じ、必要の際は、専門の医療機関をご紹介します。
- ・介護保険の利用に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- ・体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応可能です。
- ・状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能です。
- ・時間外や夜間・休日など緊急時のお問い合わせにも可能な限り対応しています。



電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように、以下の取り組みを行っております。

- ・当院は、オンライン請求（医療機関等が作成した診療報酬明細書を電子データで提出）を行っています。
- ・オンライン資格確認システムを通じて取得した情報を活用し、診療等を行っています。
患者さんが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定検診の情報等を閲覧することができます。
- ・電子処方せんの発行や電子カルテ情報共有サービスの導入を進めております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を推進しております。



情報通信機器を用いた診療について

当院は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。なお、初診の方のオンライン診療は行っておりません。また、麻薬及び向精神薬の処方については行うことができませんので、予めご了承ください。



間歇スキャン式持続血糖測定器の算定に関する事項

当院では、保険適用の対象とならない患者さんに対し、選定療養としてFREESTYLEリブレ2（間歇スキャン式持続血糖測定器）をご希望により提供しております。

◇対象となる方

インスリン治療を行っていない糖尿病患者さんで血糖コントロールの状況をより詳しく把握したいとお考えの方。内服薬やGLP-1受容体作動薬のみ、あるいは治療薬を使用せずに経過観察中の方でも、別途選定療養費をお支払いいただくことで保険診療と併用することができます。

提供内容と費用（すべて税込）

- ・FREESTYLEリブレ2 センサー：8,000円／1個
- ・FREESTYLEリブレ2 リーダー：8,000円／1個

利用までの流れ

1. 医師より使用の適応を確認し、ご説明いたします。
2. ご理解・ご同意いただいた上で、同意書をご記入いただきます。
3. センサーを装着し、ご利用を開始します。

ご留意点

- ・本サービスは選定療養に該当するため、費用は全額自己負担となります（保険適用外）。
- ・保険診療分とは明確に区分した形でご請求・領収書を発行いたします。
- ・当院は、FREESTYLEリブレ2に係る選定療養の実施医療機関として地方厚生局へ届出済みです。

ご不明点がありましたら、医師またはスタッフまでお気軽におたずねください。